◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○鈴木委員長　次に、階猛君。

○階委員　民進党の階猛です。

金田大臣、予算委員会以来、何度も質問させていただいております。昨年の秋からこうしたやりとりをさせていただいていますけれども、私、当初は、隣の秋田、私は岩手なので、親近感も覚えて、そして、比較的建設的な意見を私も述べさせていただきました。

ただし、先ほど山尾さんも辞任要求しているんだということをおっしゃっていましたけれども、私もやはり、一番私は問題だと思ったのは、例の二月の六日の文書です。撤回されると言いましたけれども、何が何でもあれは法務大臣としていかがなものかなということで、二月八日の質疑でも私このことを取り上げて、身を引くべきではないかというふうに申し上げました。

もう一回、そのときに何を理由として辞任を求めたかということを申し上げます。三点、私は理由を言いました。

一つ目は、国会の行政府への監視機能を奪い、国会の存在意義を失わしめる内容の文書を出したという意味において、国会に対する、いわば事実上のテロ等準備行為を行ったに等しいということ。それから、二つ目は、国会で説明責任を果たすという法務大臣の資質を欠くことを自白したということ。そして、三点目は、人権を守る立場でありながら報道の自由に介入しようとした。以上三点において、法務大臣として失格ではないかということで、潔く辞任すべきではないかというふうに申し上げました。

この大臣の資質の問題、今も変わっていないと思っています。ですので、きょうも、大臣の資質を問う質問を少し厳しくさせていただきたいと思いますので、何とぞよろしくお願いします。

そこでまず、先回のこの委員会での大臣の所信表明、聞かせていただきました。

まず、冒頭で言われていたのは、国会の場における答弁等について、常にこの基本的な姿勢のもとで臨んできたつもりだというくだりがありまして、しからば、その基本的な姿勢というのはどんなものかということがその前の部分に書かれておりました。

一つは、法務省は国民の皆様の安全、安心な生活を守る基盤を支える重要な任務を負っており、職務を着実に遂行すべきということ、それからもう一つは、法務行政が身近で頼りがいのあるものであると国民の皆様に思っていただけるよう努めることということを大臣はみずからの基本姿勢だというふうに言われていたわけです。

しかしながら、職務を着実に遂行するとか、あるいは身近で頼りがいのあるように思っていただける、この部分について、残念ながら、これまでの答弁を見る限り、到底そうは言えないんじゃないかと思っております。

この大臣の基本的な姿勢、これは揺るぎないということを自信を持って言えるんでしょうか。大臣、お答えください。

○金田国務大臣　階委員は、同じ東北におられて、非常に頼もしい、そういう思いを持って、昨年、今の仕事を始めたときからの御縁には非常に感謝をしているつもりであります。

そういう中で、私は、先日、三月三日でございましたか、所信表明をさせていただきましたが、本当に、あそこで申し上げたことは私の思いそのものでありまして、その思いが通じるとき、通じないときというのはあろうかとは思います。でも、あの思いは一貫しているものでありますから、そこをぜひ御理解いただいて、これからも御指導を賜りながら、そしてまた私も、一生懸命、法務行政に対しましては、自分の職責を全うすべく、誠心誠意頑張っていきたい、このように考えておる次第であります。

○階委員　別に私も個人的な恨みはないんですけれども、法務省の仕事を、職務を着実に遂行できるのか、それから、法務行政が身近で頼りがいのあるものであると国民に思っていただけるのか、私は、ここ、甚だ疑問なんですね。それは国会の

答弁を聞く限り、そう言わざるを得ません。

きょうも山尾さんの質問に対して、私は、一々役所の人に御指示をいただかなくても、自分の言葉で答えればいいと思うんですよ。その方が議論も前に進みますし、そんなに厳しいやりとりにもならないと思うんですね。ですから、法務省のトップとして、やはり、今の大臣の姿勢、今の大臣の仕事のやり方では、務めるのは厳しいのではないかなと思いますよ。

大臣、本当に今のままで、この先、たくさん重要な法案、この共謀罪だけじゃなくてありますけれども、やっていけると思いますか。

○金田国務大臣　皆様の御協力もいただいてやっていきたい、このように考えております。

しかし、一言だけお願いをさせていただけるとするならば、ぜひとも階先生にもお願いをしたいことがあります。

私は、確かに、二月六日の件につきましては反省をいたしております。しかしながら、予算委員会の中で、私どもは、議論の中で、成案を得なければお答えすることが難しい、そういう御質問もあるんですね。ということもお踏まえいただいて、まだ成案にどういうふうにたどり着くかわからない状況の中で、議論をして検討をして、私の部下の職員の皆さんが頑張っている、そういう中で、お答えできることはお答えしたいんですが、それができる場合、できない場合がある。そういうことに対して、私に常にいろいろと教えてくれる部下もいます。その皆さんに確認をしなければ話ができないこともあるんです。

それはどういうことかといえば、前の晩からここに着くまでの間にそういうことをやってもいいのかもしれません。でも、それは通告のあり方にもかかわってくるんだと思います。私は、通告の中で、どうか、先生方のその温かいお心、法務行政を思う心をしっかりと踏まえて、私たちに質問をしっかりと、あしたはこういうことを聞くぞということを投げかけていただければ幸いだな、そういう思いを持っております。

ここにたどり着くまで、共謀罪について聞くぞと言われれば、ああ、そうですかとなります。でも、それがわからないと、やはりその都度、お話をいただいたことに対して、行政としての判断、そういうものを、参考意見を私の同僚から、部下から聞かなきゃいけないときも出てくるんだということを御理解いただいて、やはり私は、実りある議論に持っていきたいなという思いは、いまだにそれは持っているわけであります。

でも、そこのところは、通告の仕方はいろいろだろうと思います。ですから、私が思っている一端を申し上げましたが、そこのところはぜひお願いをできれば、お互いにプラスになるのではないのかな、この委員会が活性化してくるのではないのかなという思いは持っております。

○階委員　今の点については二つ申し上げますけれども、まず、大臣の資質を問うということを私は事前に申し上げておりますが、資質について疑念が生じたのは、二月六日の文書、大臣が指示をして出された、ここに原因があるわけですから、これはみずからまいた種だということを御理解いただきたい。

そして、資質を問うと言っている以上、何も細かい専門的なことを聞くつもりはありません。成案を得てからでないと答えられないことも聞くつもりはありません。だからこそ、自分の言葉で答えていただきたいと思います。

そこで、お尋ねします。

さきの大臣所信の中で、二枚目でしたか、テロ等準備罪の創設等を含む組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案をできる限り早期に国会に提出というくだりがありました。

ここで明確にテロ等準備罪の創設とおっしゃっています。テロ等準備罪という罪名はもう確定したものなんでしょうか、お答えください。

○金田国務大臣　そのテロ等準備罪というのは呼称であります。

○階委員　これはどういう意味なんですか、呼称というのは。正式な罪名ではないということを言われたんですか。どちらですか、お答えください。

○金田国務大臣　テロ等準備罪の具体的内容につきましては現在検討中でありますが、基本的な考え方として、対象を組織的犯罪集団、つまり重大な犯罪等を行うことを目的とする集団に限定することを検討しております。

国内外の犯罪の実態を考慮すると、そうした犯罪組織による犯罪の中で重大なものの典型がテロ組織によるテロである、このように受けとめております。

また、テロ等準備罪は、重大な犯罪の合意に加

えまして、実行準備行為が行われたときに初めて処罰されるものとすることを検討いたしております。

したがって、テロ等準備罪という呼称は、このような罰則の実態を反映したものとして、呼称として適切である、このように考えておる次第であります。

○階委員　端的に答えてください。正式な罪名ですか、違いますか。答えてください。

○金田国務大臣　呼称であるというふうに考えております。（階委員「だから、答えていない。正式な罪名かどうかと聞いているんですよ。イエスかノーで答えてくれればいいんです。とめてください」と呼ぶ）

○鈴木委員長　今準備しています。待ってください。

金田法務大臣。

○金田国務大臣　全ての罪について正式な名称がついているわけではないのであります。その中で、あくまで呼称と呼んでおります。

○階委員　正式な罪名かどうかということを聞いております。真正面から答えてください。呼称かどうかということは聞いていません。正式な罪名かどうか、イエスかノーでお答えください。

○金田国務大臣　階委員の御質問についても、成案が出た段階で、その呼称についてはどういうふうに判断をしていくのかということを御説明できるかと思います。

○階委員　なぜ質問に対して明確に答えられないんですか。

今の段階で正式な罪名は決まっていないということを今言われたいんでしょうか。未定だということを言われたいんですか。それならそれで答えてください。正式な罪名は未定ですと今答えてください。

○金田国務大臣　成案の時点で正式にお話しできると思いますが、そのような問いであれば、今の段階では未定ということになろうかと思います。

○階委員　これぞまさに印象操作ですよ。未定なのにテロ等準備罪という言葉をしきりに使って、大臣の所信でも使っている。おかしいじゃないですか。なぜテロ等準備罪という言葉を使うんですか。

これは誰が名前を考えたんですか。名づけ親は誰ですか。お答えください。

○金田国務大臣　テロ等準備罪という呼称は、法務省内部において、ＴＯＣ条約の担保法案の内容を検討していく過程で、法案の実態を踏まえた呼称として徐々に使われ始めました。そして、やがて収れんして用いられるようになった呼称であります。いつ、誰が使用し始めた呼称であるかは不明であります。

いずれにしても、テロ等準備罪という呼称は、本罪を新設する趣旨や、本罪が対象とする犯罪を端的にあらわすものとして適切である、このように考えている次第であります。

○階委員　いずれにしても、正式な罪名とはまだ決まっていないものを、あたかもテロ等準備罪の創設等を含むということで、大臣の所信の中では呼称とも仮称とも全く書いていないわけですよ。そうやって世論を誘導しようとする。これこそまさに、安倍首相がよく言われる印象操作だと思います。

それで、このテロ等準備罪について、いわゆる準備罪というのは現行法もありますよね。予備罪との並びで準備罪という犯罪類型があります。ところが、これは準備罪といいながら合意を処罰する、先ほど言われていましたよね。合意を処罰するのに準備罪、これは今までの刑法の言葉遣いとは明らかに違います。これもまた錯覚を招くものです。

また、テロ等と言っていますけれども、等という方が、実は、この四年以上の罪という、ＴＯＣ条約に言う重大な犯罪の中では、等の方が大きいわけです。普通は、テロ等と言ったら、テロに関する犯罪が圧倒的多数で、その他が少数な場合にテロ等と言うんじゃないですか。何か呼称としてふさわしいようなことも言っていましたけれども、仮にこれが正式な罪名じゃなくて呼称、仮の名前だとしても、私は全く適切ではないと思いますよ。

テロ等準備罪、なぜこの言い方が適切だと考えるのか、わかりやすく説明してください。

先ほどと同じことを繰り返されるなら答弁は要りません。同じことを何度も言われていますから、同じことの繰り返しでしたら言わなくて結構です。しかも、原稿を見ながらだったら、答えなくてもいいです。今、私の問題意識に応えられる言葉があるのでしたら、お答えいただきたいんですが、いかがでしょうか。

○金田国務大臣　ただいまの御質問にお答えをい

たします。

国内外の犯罪の実態を考えてみるときに、そうした犯罪の実態を踏まえると、犯罪の組織による犯罪の中で重大なものの典型がテロである、テロ組織によるテロであるというふうに考えております。

したがいまして、このテロ等準備罪の呼称というのは、現在検討をしております中においては、呼称としては非常に妥当な呼称ではないかなというふうに考えております。

○階委員　ちょっと私はよく理解できませんでしたね、なぜこの呼称が適切なのか。

準備罪というのであれば、現行法だと、予備罪、準備罪というのは、まさに具体的な危険がある行為を準備罪と呼んでいますし、テロ等というのであれば、テロがメーンで、等という部分に含まれるのは少ない数、付従的なものということになると思いますよ。

このテロ等準備罪という呼称、今後も、これは呼称だから使われるということになるんでしょうか。私はやはり、今までの議論を踏まえますと、まだ正式な罪名も決まっていないということであり、また現行の準備罪とも違う、あるいは、テロ等という割には、等が付従的でテロがメーンなのかということも決まっていないということであれば、こうした言葉は誤解を招くので、国民を誤導するものであるので、共謀罪という従来どおりの言葉でいいんじゃないかと思うんですが、大臣、これの呼び方、呼称テロ等準備罪は改めて、従来どおり共謀罪という言葉を使われるべきではないかと思うんですが、いかがですか。

○金田国務大臣　いずれにいたしましても、テロ等準備罪という呼称は、本罪を新設する趣旨あるいは本罪が対象とする犯罪を端的にあらわすものとして適切であると考えておる次第であります。

○階委員　それは皆様方が言っているだけであって、根拠はやはり乏しいと思いますよ。まして、法案の中にテロという言葉が入らなかったりしたら、まさしくテロ等準備罪というのは印象操作のための方便にすぎなかったということになりますので、そこは肝に銘じていただきたいと思います。

大臣所信に戻りますけれども、復興のことについても触れていただきました。昨年の秋も復興のことについて触れていただいて、もうすぐ三・一一も近づいている中で、これは私、被災地の議員としては非常にありがたいことだと思っています。

ところで、この所信、あるいは昨年の秋の臨時国会での、これは所信と言わずに挨拶というんでしょうか、この両方で復興について触れられていますけれども、特に今回新しく加わった部分、従来と変わった部分というのはあるんでしょうか、ないんでしょうか。お答えください。

すぐ答えられなければすぐ答えられないで結構ですよ。時間がもったいない。ちょっととめてください。

○鈴木委員長　速記をとめてください。

〔速記中止〕

○鈴木委員長　速記を起こしてください。

金田法務大臣。

○金田国務大臣　今回入ったものの中に、相続登記の促進という事項があったのではなかったかなというふうに思います。

○階委員　この相続登記の促進というのは、被災地でも重要ですけれども、これは全国的な話ですよね。なぜ復興のところにあえて入れているのか。

予算に関する資料、私、きょう持ってまいりましたけれども、この中で、相続登記のことについて、ポンチ絵があります、相続登記の促進ということで。これは、当然大臣もわかった上で所信に入れられていると思ったんですけれども、相続登記の促進というのは全国的な問題だと思います。行方不明の土地あるいは空き家がふえている中で、これは全国的な話だと思うんですけれども、あえて復興のところにだけ入れたということはどういう意味を持つんでしょうか。大臣、お答えください。所信で言われたことですので、大臣、答えられると思いますので、教えてください。

○金田国務大臣　今委員がまさに御指摘なさったと思うんですが、所有者不明土地問題それから空き家問題、こうした問題が全国的に取り上げられる中、これら問題の要因の一つとしては、相続登記が未了のまま放置されていることが指摘されておったと思います。

これらの問題の拡大を防ぐためには相続登記の促進が重要だということが被災地の復興を機にクローズアップされたものだ、こういうふうに私は認識をしておる次第であります。

○階委員　これも明確な答えをいただいていないんですけれども、全国的な問題ではありますよ。

それで、相続登記の促進という目的はいいでし

よう。問題は、目的に即した手段になっているかどうか、これは、大臣、この手段について御存じなのかどうか、本当にこの手段でいいと考えていらっしゃるのかどうか、お答えいただけますか。

○金田国務大臣　法務省としては、相続登記の必要性についてまず理解が進むように、平成二十七年、おととしの二月から、相続登記の促進に関する記事を法務省のホームページに掲載をして、広報を開始いたしております。昨年五月、二十八年五月には、法務省では関係資格者団体と共同してリーフレットを作成して、そして、各地の法務局において、そのリーフレットを、市区町村の協力のもと、死亡届を受理する窓口等へ備えつけたり、相続登記を促すポスターを掲示したりしているところであります。

　このような広報活動に加えまして、昨年三月には、相続登記の添付書面に関する通達の一部見直しを行いまして、手続を簡素化しまして申請手続の負担を軽減するということを行っているわけであります。

　法務省としましては、こうした各種の取り組みを通じまして、関係省庁とも連携をしながら、引き続き相続登記の促進に向けて取り組んでいく必要がある、このように考えている次第であります。

○階委員　大臣、よくこの件、調べた方がいいですよ。

　これ、東日本大震災の復興の文脈で書かれていますけれども、そもそも、自分が相続人だということであらわれていないから問題であって、手続をしたいと思って登記所に来る人の手続が今までよりも簡単になりましたということで解決できる問題じゃないんですよ。そもそも、そういう人が手続に来てくれないのが問題なんですよ。手続を簡単にしたからといって、登記の促進にはならないですよ。復興の中で論じているのは全く的外れです。

　今後、相続が全国あちこちで発生するときに、この相続登記の促進策というのが功を奏すかどうか。これもまたよくわからないところがあります。

　相続登記を促進するための新たな証明制度を導入と言いますけれども、この新たな証明制度を導入したところで、最初に登記所に持っていく書類は従来と変わらないわけです。だから、別に手続が相続登記ということに関して言えば簡便になるわけでもない。震災の復興にもプラスにならないし、また、今後の相続登記の促進という意味でも私は必ずしも効果的ではないと思っています。

　こういうことを、私は、大臣、国民の代表で大臣になっていらっしゃるわけですから、本当に国民の目線で、官僚の言われたことをそのままうのみにするのではなくて、厳しくチェックしていただきたい。そうじゃないと大臣でいる意味がないですよ。だから、私は、これは大臣の資質というところで重視しますよ。

　大臣、今の私の見解を受けて、何かお答えございますか。

○金田国務大臣　階委員からの相続登記の促進についての貴重な御意見をしっかりと受けとめて、これからの法務行政にどのような形で努力を続けていくかをまた考えてみたい、このように思っております。

○階委員　それから、訟務局というのが最近法務省に置かれましたよね。所信の中で、訟務機能の充実ということについても触れられていました。その中で、法的紛争を未然に防止するための予防司法機能の充実ということも書かれております。

　ところで、昨今話題となっている森友学園の問題、あれは同僚議員も予算委員会で毎日のように追及していますので、大臣も仄聞しているかと思います。あれは、なぜ簡便な手続で八億円のディスカウントをしたかということを私たちも追及しているんですが、その中で、財務省側の答弁は、急がないと三月の期限に間に合わなくなって訴えられるリスクがある、損害賠償を求められるリスクがあるから急ぐためにやったんだということで、急ぐために簡便な手続でああいう八億円のディスカウントをやったんだという話をされるんです。

　訟務機能の充実という中で、法的紛争を未然に防止するのであれば、そのようなやり方、これは当然訟務局に相談があってしかるべきだと思うんですけれども、これは大臣の方に、お耳に届いていますか。いかがですか。

○金田国務大臣　私の所信の内容に関連をして、訟務局の事務にかかわるものとして、ただいま、またアドバイスをいただいております。非常に貴重なアドバイスを数々いただいてありがたいのですが、個別の案件についてのコメントは差し控えさせていただきたいと思います。

○階委員　では、一般論としてお聞きしますけれども、例えば、原局、それぞれの担当部局で、こ

れは訴訟リスクがある案件だというふうにその当該部局が判断したという場合に、訟務局に事前に相談される仕組みにはなっているんでしょうか。当然なっているものだろうなというふうに推測するんですが、その点、いかがなんでしょうか。基本的なことなので、大臣、お答えください。

○金田国務大臣　訟務局におきましては、我が国の行政の法の適合性、これをより高めていく、そしてまた、法の支配が貫徹された国家として我が国の国際社会における地位をより高めていく、そうしたためにも、予防手法の強化というものに取り組んでおるわけであります。

その一環として、各府省庁から寄せられます行政施策に関します照会事案に対しては、具体的な法的な紛争が生じる前であっても、これまでの訴訟対応等によって得た知見を提供するといったような形で、法的問題について助言をしたりしているところであります。

○階委員　幾ら専門的な知見が法務省にあったとしても、相談がなされなければそれを発揮することができないわけですよね。相談がなされる体制になっているのかどうか。

もともと問題が生じた部局でこれは訴訟リスクのある案件だというふうに判断したときに、相談を受ける体制になっているのか、相談が来る仕組みになっているのかどうか、これをお答えください。

○金田国務大臣　訟務局の相談体制として、関係省庁ごとに窓口を設置いたしております。そして、関係省庁において必要に応じて相談がなされて、法的問題について、その必要に応じて回答をするというやり方をとっているというふうに承知しております。

○階委員　これも一般論としてお尋ねしますけれども、私の、この法務省が作成した予算関係の資料でも、国が訴えられることを防ぐ法律相談ということで、活用三百三十件という新聞記事のコピーがここに載っていますね。それで相談を受けると思うんですよ、いろいろと。

訴訟リスクがある場合に、私も一応弁護士なので、まず最初に申し上げるのは、相手との交渉経緯というものはちゃんと記録にとっておきましょうということはイの一番で申し上げます。

皆さん法務省も、相談を受けたらそういうことをまず言われますよね、当然のこととして。一般論ですけれども、どうでしょうか。

○金田国務大臣　事案に応じまして、記録も含めて適切に処理をしている、このように承知しております。

○階委員　訴訟リスクがあるのに、その相手方との交渉記録などをすぐ廃棄するということは、法務省がもし相談を受けたらあり得ないですよね。相談を受けて、これは廃棄していいですよ、そんなことはあり得ないと思うんですよ。

そもそも、ここで個別具体的な話になりますけれども、こうした森友学園のような問題について、法務省は質問を、相談を受けているのかどうかということはお答えいただけますか。

○金田国務大臣　個別案件につきましては、相談の有無も含めまして差し控えさせていただきたいと思います。

○階委員　訟務リスクを低減しているというふうに言いますけれども、具体的にどのような活動をしているのかというのは全くわかりません。

私が一般論で今申し上げましたけれども、相談はどのような場合になされるのか、そして、相談を受けた場合に一般的にどのような指導をされるのか、このことについて後で文書で提出していただけませんでしょうか、大臣。

○鈴木委員長　後刻理事会で協議します。

○階委員　では、委員長によろしくお取り計らいをお願いいたします。

さて、だんだん時間も限られてきましたので、所信の中で述べられていることの中に、これは昨年の秋にも述べられていました、北朝鮮に対する対応です。

北朝鮮がきのうもミサイルを、まさに大臣の地元の秋田県のすぐ近くにミサイルを撃ち込んだわけですよ。とんでもないことですね。この北朝鮮のミサイルに関して、昨年の秋もそうですけれども、核・ミサイル開発に関連した情報の収集をさらに強化ということを所信の中で述べられている。昨年の秋にも述べられていたわけです。

私は、昨年の秋の文言を見て、当然、今回の発射前に情報はきちんと入手されていたんだろうなというふうにも思いますけれども、他方で、ちょっと今回の件については、この事件が起こった後も余りにも今までと同じような対応で、私は、本当に対応が十分だったのか、極めて疑問に思っています。

情報収集をさらに強化と昨年来言っていますけれども、何を今までやってきたんでしょうか。

○金田国務大臣　委員がただいまお話しされましたように、我が国のＥＥＺ、排他的経済水域内にミサイルが落下、着水したというふうに見られます、弾道ミサイルの発射を強行したことについては、我が国を含む地域、国際社会の平和と安全を損なうという意味において、安全保障上の重大な挑発行為であると認識をいたしております。

本件については、御指摘の点も含めて、公安調査庁におきまして、総理指示を踏まえて既に設置されております北朝鮮による核実験・ミサイル発射事案に関する緊急調査本部から各公安調査局、公安調査事務所に調査指示を出すなど、国内外の諸動向に関連します情報の収集と分析をさらに強化しているものと承知をいたしております。

今後とも、関係機関と連絡を密にしながら事案には適切に対処をしていきたい、このように考えておる次第であります。

○階委員　同じことを昨年の秋の臨時国会でも言われて、情報の収集をさらに強化と言っていたわけですけれども、今回このようなことになっているわけですね。私は、本当に何を今までやってきたのかなと、これは素朴な疑問ですよ。

大臣として、この分野についてしっかり、担当の公安調査庁ですか、監督してきたのかどうか、お答えいただけますか。具体的にどのような監督をしてきたのか、お答えください。

○金田国務大臣　委員の御指摘は、私も着水した地域が近い秋田が地元でございますので、非常にいろいろな思いを持って委員のお話を伺っておりました。まさにできるだけのことをしなければいけない、こういう思いを持っております。

しかしながら、これ以上具体的な内容につきまして明らかにすることは、今後の業務遂行に支障を来すという面もあることも御理解をいただきたいものと思っております。

○階委員　事前にどういうような監督を大臣としてしてこられたのかと言っておりますので、別に、具体的にこういうことをやれと指示したとまでは言わなくてもいいですけれども、何か特別にこの部分について大臣として取り組んできたことはあるんでしょうか。

○金田国務大臣　もちろん、必要に応じまして適宜適切に必要な指示は行っておりますけれども、具体的な内容については、事柄の性格上、差し控えさせていただきたいと思っております。

○階委員　適宜適切にとおっしゃいましたけれども、ちょっと何か、今の質問に対する答えを見ていると、やや対応が後手ではないかなという感はあります。

そこで、きょうはもうこれで質問を終わりますけれども、テロ等準備罪だけではなくて、法務省の所管する分野というのは、きょう指摘をしました法務局の相続登記の問題、あるいは霞が関の予防法務の機能、そして北朝鮮の核、ミサイルへの対処、さまざまな分野がありまして、まさにテロ等準備罪だけで四苦八苦しているような大臣では到底、我が国の法務行政、身近で頼りがいのあるものにできません、そしてしっかりと業務を遂行しているとも言えません。

もうきょうの質疑も通じて、私、申しわけないですけれども、やはり、その責務の重大性を鑑みれば、御自身で進退は潔く判断していただいた方がいいのではないかということを重ねて申し上げまして、質問を終わります。

ありがとうございました。